

鈴鹿大学短期大学部学則

（昭和 41 年 1 月 25 日
制定）

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教養を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本学は、鈴鹿大学短期大学部と称する。

(所在地)

第 3 条 本学は、三重県鈴鹿市郡山町字西高山 663 番地 222 に置く。

(自己点検・評価等)

第 4 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を把握し、自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

第 2 節 組織

(学科)

第 5 条 本学に、次の学科、専攻を置く。

生活コミュニケーション学科

こども学専攻

食物栄養学専攻

(学科及び専攻の教育研究上の目的)

第 6 条 本学に設置する学科及び専攻の教育研究上の目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 生活コミュニケーション学科

生活コミュニケーション学科は、「誠実で信頼される人に」という建学の精神に則り、社会人として必要な基礎教養を身につけ、専門領域における知識・技能を教授研究し、地域社会に貢献し得る人材、すなわち学力・問題解決能力・コミュニケーション能力を有する人材を育成することを目的とする。

(2) こども学専攻

こども学専攻は、教育職員免許法・児童福祉法及び関連法規に則った、正しい知

識と技術を持つとともに、時代の新たな養成に応える資質を持った専門職としての小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

(3) 食物栄養学専攻

食物栄養学専攻は、栄養士法及び関係法規に則り、幅広い視野と高度な専門知識・技術を身につけ、他者と協働して複雑多様化する食をめぐる問題解決に貢献できる栄養士・栄養教諭の育成を目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第7条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員（人）	収容定員（人）
生活コミュニケーション学科	こども学専攻	0
	食物栄養学専攻	0
計	0	90

(附属図書館)

第8条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(センター)

第9条 本学に、次の各号のセンターを置く。

- (1) COC（地域連携）・国際交流センター
- (2) 子育てイノベーション研究センター
- (3) 教職教育センター
- (4) 健康管理センター
- (5) 留学生教育支援センター
- (6) 課外活動強化クラブ支援センター

2 前項のセンターに関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に、学長、副学長、学長補佐、学科長、教授、准教授、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 職員に関する規程は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、教授、准教授及び助教をもって組織する。

3 教授会の組織には、前項に掲げる者のほか、その他の職員を加えることができる。

- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 会議、委員会等

(会議、委員会等)

第12条 学長は、本学に必要と認めた場合には、会議、委員会等を置くことができる。

- 2 前項の運営に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 大学と短期大学部が同一キャンパスである利点を活用して、業務の効率化、円滑化をめざし、大学及び短期大学部の組織を一体化することができる。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第14条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要に応じて、前項の学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日のうち学長が定める日

(3) 春季休業日 3月17日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 8月10日から9月20日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から1月6日まで

- 2 学長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

- 3 学長は、休業日の期間中においても授業、実験、実習を課することができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第17条 学生は、4年を超えて在学することができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 学生が、職業を有している等の事情により、第16条に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修をする学生の履修の期間は、あらかじめ承認を受けた3年又は4年とし、在学期間は、それぞれ5年又は6年を超えることができない。

3 長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 入学

(入学時期)

第19条 入学の時期は、前期又は後期の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業課程認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業課程認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書及びその他の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関して必要な事項は別に定める。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書等入学手続き書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者が届け出ことなく定められた入学期日に入学しないときは、入学許可を取り消すものとする。

(保証人及び変更の届出)

第24条 前条第1項の誓約書には、保証人が連署しなければならない。

2 保証人は、保護者及びその他の者で在学期間中、学生に係る一切の事項につき責任を負うものとする。

3 保証人が、転籍、転居、改姓名又は改印をしたときは直ちに届出なければならない。

4 保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、新たに保証人を定めて誓約書を再提出しなければならない。

(再入学及び転入学、転専攻)

第25条 本学に再入学又は転入学を志願する者並びに本学に在学中の学生で転専攻を申出する者があるときは、選考の上、相当年次に入学又は転専攻を許可することができる。

2 前項の規定により入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに本学に在学すべき年数については、学長が決定する。

3 再入学の許可は、本学を退学後2年以内に願い出た場合に限るものとする。

第3節 教育課程等及び履修方法

(授業科目)

第26条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 前条に定めるもののほか教職に関する科目を置く。

4 授業科目の種類、単位数等は別表2のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習、実験及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実習、実験又は実技のうち二つ以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

(履修)

第29条 履修に関する事項については、別に定める。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第31条 試験に関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第32条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可・失格の6種類の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところのより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき、他の大学又は短期大学で授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授

業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定に基づき、授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
- 3 第1項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第36条 本学において取得することができる資格及び免許の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる免許の種類
生活コミュニケーション学科	こども学専攻 保育士証、幼稚園教諭二種免許状 小学校教諭二種免許状
	食物栄養学専攻 栄養士免許証、栄養教諭二種免許状

- 2 教育職員免許状を取得しようとする者は、第44条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)に従い、別表1及び別表2に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。
- 3 栄養士免許証を取得しようとする者は、第44条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法(昭和22年12月29日法律第245号)及び栄養士法施行規則(昭和23年1月16日厚生省令第2号)に従い、別表1及び別表4に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。
- 4 本学の生活コミュニケーション学科こども学専攻には、保育士課程を置くものとする。保育士の資格を取得しようとする者は、第44条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)に従い、別表1及び別表3に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

第4節 休学、復学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第37条 疾病その他の理由により長期にわたって修学することができない者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第38条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、更に1年以内に限り休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第17条に定める在学期間に算入する。ただし、修業年限には、含めないものとする。

4 休学期間は、原則として通年、前期、後期とする。

5 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

(復学)

第39条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第41条 前条により、退学した者で、2年以内に本人の願い出により再入学を希望する場合は、学長がこれを再入学させることができる。ただし、懲戒による退学の場合は、再入学を認めない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料、教育充実費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(2) 学業を怠り、成業の見込みのない者

(3) 在学年限を超えた者

(4) 第38条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(5) 長期にわたり行方不明の者

(復籍)

第43条 学長は、前条第1項第1号により除籍となった者の復籍を認めることができる。

2 前項の復籍に関する事項は、別に定める。

第5節 卒業の要件及び学位

(卒業の要件)

第44条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第45条 学長は、前条に規定する卒業の要件を充足した者については、教授会の意見を聴いて、学期ごとに卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位)

第46条 前条により卒業を認定した者に短期大学士の学位を授与する。

2 学位について必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。

第6節 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する必要な事項は、鈴鹿大学短期大学部学生の懲戒に関する規程に定める。

第7節 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生の入学時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

3 学長は、科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、単位を与える。

4 前項の規程により授与された単位は、科目等履修生が証明を希望したときには、単

位修得証明書を交付する。

5 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、他の大学（短期大学含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料)

第52条 入学検定料の額は、35,000円とする。

(入学金)

第53条 入学金の額は、250,000円とする。

(授業料等)

第54条 授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

区分	前期	後期
授業料	305,000円	305,000円
教育充実費	120,000円	120,000円

2 前項に掲げるもののほか、学生の実験及び実習に要する経費は、別に徴収することができる。

(授業料等の納付時期)

第55条 授業料等は、前期及び後期の2期に分け、それぞれ授業開始日までの別に定める日までに納入するものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合には、分納又は延納を認めることがある。

(休学の場合の授業料等)

第56条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学した月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。ただし、休学した日が月途中の場合には、その月の授業料等を納めなければならない。

2 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

3 休学期間中の在籍料については、次のとおりとする。

休学在籍料	1年休学	60,000円
	半期休学	30,000円

(復学の場合の授業料等)

第57条 前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の授業料等)

第58条 所定の修業年限を超えた者で、学年の中途において卒業する者は、卒業の期までの授業料等を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第59条 学期の中途で退学した者又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第60条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等)

第61条 科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料、入学金及び授業料等については、別表5に定めるところによる。

(納付した授業料等)

第62条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし入学前に納付した授業料等については、納付した者が入学年度の前年度の3月 31 日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申し出により授業料等相当額を返還する。

第3章 公開講座

(公開講座)

第63条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 雜則

(学則の改廃)

第64条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて上申し、常任理事会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年度の入学生の授業料は、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則における授業科目及び単位数は、平成元年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 この学則における授業科目及び単位数は、平成2年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から適用する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学科・専攻		平成3年度		平成4年度～11年度		平成12年度	
		入学学生 定員	総定員	入学学生 定員	総定員	入学学生 定員	総定員
生活	生活学専攻	150	250	50	300	100	250
学科	食物栄養専攻	50	100	50	100	50	100
	商 経 学 科	150	250	150	300	100	250
	計	350	600	350	700	250	600

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成3年度の入学生の学費については、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成4年度の入学生の学費については、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成6年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成8年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 9 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 10 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

- 3 第 3 条に規定する学生定員は、平成 11 年度までの間は次のとおりとする。

年 度		平成 10 年度		平成 11 年度	
学科・専攻		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科	生活学専攻	60	210	60	120
	食物栄養専攻	40	90	40	80
計		100	300	100	200

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 12 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 13 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。(第 35 条のみ適用する)

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 14 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 15 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 16 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 17 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

1 この学則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 18 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 19 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 21 年度の入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 22 年度の入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 23 年度の入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 25 年度の入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 26 年度の入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 27 年度の入学生から適用する。

3 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者については、この学則の改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 28 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度の入学生から適用する。
- 3 平成 29 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の変更後の規定にかかわらず、なお、従前のとおりとする。
- 4 この学則による変更後第 6 条に規定する学科、専攻の収容定員については、同条の規定にかかわらず、次のとおり読み替えるものとする。

学科	専攻	平成 29 年度収容定員 (人)	備考
生活コミュニケーション学科	生活コミュニケーション学専攻	40	平成 29 年 4 月以後学生募集停止
	こども学専攻	140	平成 29 年 4 月以後入学定員変更 90 人→50 人
	食物栄養学専攻	80	
合計		260	

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に在籍する者は、この学則の変更後の別表（教育課程表）にかかわらず、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在籍する者は、この学則の変更後の規定にかかわらず、なお、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 2 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 3 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置として、特段の定めがある場合を除き令和4年3月31日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかるわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 経過措置として、特段の定めがある場合を除き令和5年3月31日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかるわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 経過措置として、特段の定めがある場合を除き令和6年3月31日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかるわらず、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかるわらず、令和7年度入学生の募集を停止し、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。なお、在学生が卒業するのを待って鈴鹿大学短期大学部は廃止するものとする。

学科	年度		令和7年度		令和8年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活コミュニケーション学科	人	人	人	人	人	人
食物栄養学専攻	0	40	0	0	0	0
こども学専攻	0	50	0	0	0	0

別表1(第26条第2項、第37条第2項、第36条第3項及び第36条第4項関係)

学科等 の名称	区分	授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
生活 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科 (共 通)	教 養 科 目	英会話 I	1	2		2単位以上 取得
		英会話 II	1	2		
		日本語 I	1	2		
		日本語 II	1	2		
		基礎の日本語 I	1	2		
		日本語 III	1	2		
		日本語 IV	1	2		
	情報科目	基礎の日本語 II	1	2		2単位以上 取得
		生活統計	1	2		
		生活情報論	1	2		
		生活情報処理 I	1	1		
	基礎 教 育 科 目	生活情報処理 II	1	1		「地域と社会」: 「人間と文化」: 「自然と芸術」の3 つの区分から2区 分以上を選択し、 1区分2単位以上 を取得すること
		三重・鈴鹿学 地域の中の宗教学	1	2		
		日本国憲法	1	2		
		社会学入門	1	2		
		法学入門	1	2		
		地域の中のこども学	1	2		
		経済学入門	1	2		
		心理学入門	1	2		
		人類と文化	1	2		
		社会と人権	1	2		
保健 体育 科 目	キ ャ リ ア 科 目	多文化共生論	1	2		「地域と社会」: 「人間と文化」: 「自然と芸術」の3 つの区分から2区 分以上を選択し、 1区分2単位以上 を取得すること
		食と持続可能性	1	2		
		歴史学概論	1	2		
		国語読解表現法	1	2		
		こころの癒しと音楽の歩み	1	2		
		児童文化と表現	1	2		
	自然 と 芸 術	生物学概論	1	2		「地域と社会」: 「人間と文化」: 「自然と芸術」の3 つの区分から2区 分以上を選択し、 1区分2単位以上 を取得すること
		自然科学の基礎	1	2		
		基礎の数学	1	2		
		AI・データサイエンスの基礎	1	2		
	初年次科 目	キャリアデザイン I	1	1	1	必修2単位 以上
		キャリアデザイン II	1	1	1	
		ボランティア活動 I	1		1	
		ボランティア活動 II	1		1	
		インターンシップ I	1		1	
生活 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科 (食 物 栄 養 学 専 攻)	専 門 教 育 科 目	インターンシップ II	1		1	
		海外研修 I	1		2	
		海外研修 II	1		2	
		海外研修 III	1		2	
		海外研修 IV	1		2	
		初年次教育 I	1	1		
		初年次教育 II	1	1		
		スポーツと健康 I (実技)	1		1	
		スポーツと健康 II (講義)	1		1	
		計	4	76		

学科等 の名称	区分	授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
生活 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科 (食 物 栄 養 学 專 攻)	専 門 教 育 科 目	公衆栄養学	2	2		
		給食管理	1	2		
		給食実務論実習 I	2	2		
		給食実務論実習 II	2	1		
		調理学	1	2		
		調理学実習	1	1		
		調理学実験	2	1		
		給食計画論実習	1	1		
		学校栄養指導論	1	2		
		健康スポーツ演習	2	2		
		スポーツ外傷・障害論(救急処置を含む)	2	2		
		コミュニケーション特殊講義 I	1	2		
		コミュニケーション特殊講義 II	1	2		
		カフェ・レストラン実習 I	1	1		
		カフェ・レストラン実習 II	2	1		
		カフェ・レストラン実習 III	2	1		
		経済学総論	1	2		
		経営学総論	2	2		
		観光概論	1	2		
		おもてなし実践論	2	2		
		国際地域ベンチャービジネス論	2	2		
		教育原理※	1	2		
		教職論※	1	2		
		教育課程論※	1	2		
		教育と社会※	1	2		
		教育心理学※	1	2		
		特別教育支援演習※	1	1		
		道徳、総合的な学習の時間・特別活動論※	1	2		
		教育方法と技術※	1	1		
		ICT活用法※	1	1		
		生徒指導・進路指導の理論と方法※	1	2		
		教育相談の理論と方法※	1	2		
		栄養教育実習(事前事後指導を含む)※	2	2		
		教職実践演習(栄養教諭)※	2	2		
計				6	71	

卒業要件 教養科目必修4単位を含め12単位以上、専門教育科目必修6単位を含めて計62単位以上

学科等 の名称	区分	授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
生活 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科 (こ ど も 学 專 攻)	専 門 教 育 科 目	保育原理	1	2	2	
		こども家庭福祉	1	2	2	
		社会福祉	2			
		こども家庭支援論	2	2		
		社会的養護 I	1			
		こども家庭支援の心理学	2	2		
		子どもの理解と援助	2	2		
		子どもの保健	1	2		
		子どもの食と栄養	2	2		
		保育音楽技術演習	2	1		
		保育製作技術演習	2	1		
		子どもの文化 I	1	1		
		子どもの文化 II	1	1		
		乳児保育 I	2	2		
		乳児保育 II	2	1		
		子どもの健康と安全	2	1		
		障がい児の支援	2	2		
		社会的養護 II	2	1		
		こども学概論	1	2		
		こころの発達	1			
		保育実習 I (保育所)	1	2		
		保育実習 I (施設)	1	2		
		保育実習指導 I (保育所)	1	1		
		保育実習指導 I (施設)	1	1		
		保育実習 II (保育所)	2	2		
		保育実習指導 II (保育所)	2	1		
		保育実習 III (保育所以外)	2	2		
		保育実習指導 III (保育所以外)	2	1		
		子どもの理解	2	2		
		保育内容総論	1			
		保育内容(健康)	2	1		
		保育内容(人間関係)	1	1		
		保育内容(環境)	2	1		
		保育内容(言葉)	1	1		
		保育内容(音楽表現)	2	1		
		保育内容(身体表現)	2	1		

学科等の名称	区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
生活コミュニケーション学科（こども学専攻）	専門教育科目	保育内容指導法(健康)	2		1	
		保育内容指導法(人間関係)	1		1	
		保育内容指導法(環境)	2		1	
		保育内容指導法(言葉)	1		1	
		保育内容指導法(音楽表現)	2		1	
		保育内容指導法(身体表現)	2		1	
		こどもと音楽 I	1		1	
		こどもと音楽 II	1		1	
		こどもと音楽 III	2		1	
		こどもと音楽 IV	2		1	
		こども造形の基礎 I	2		1	
		こども造形の基礎 II	2		1	
		こどもの運動あそび I	1		1	
		こどもの運動あそび II	2		1	
		こどものかがく	2		1	
		保育指導法 I	2		2	
		保育指導法 II	2		2	
		こどもと教育・保育カウンセリング	2		2	
		幼稚園教育実習(事前事後指導を含む)	2		5	
		教職実践演習(幼稚園)	2		2	
		教育原理	1	2		
		教職論	1	2		
		教育課程論	1	2		
		教育心理学	1	2		
		教育と社会	1	2		
		特別支援教育演習	2	1		
		教育方法と技術	1	1		
		ICT活用法	1	1		
		初等国語(書写を含む)	1		2	
		初等社会	2		1	
		初等算数	2		2	
		初等理科	2		1	
		初等生活	2	1		
		初等音楽	1	2		
		初等図画工作	2	2		
		初等家庭	2		1	
		初等体育	1	2		
		初等外国語	1		2	
		初等国語科教育法	1		2	
		初等社会科教育法	2		1	
		初等算数科教育法	2		2	
		初等理科教育法	2		1	
		初等生活科教育法	2		1	
		初等音楽科教育法	1		2	
		初等図画工作科教育法	2		2	
		初等家庭科教育法	2		1	
		初等体育科教育法	2		2	
		初等英語科教育法	2		2	
		幼小連携論	2	2		
		特別活動の理論と方法及び総合的な学習の時間の指導(小)	1		2	
		教育相談の理論と方法	2		2	
		道徳教育の理論と方法	2		2	
		生徒指導・進路指導の理論と方法	2		2	
		教育実習(小、事前事後指導を含む)	2		5	
		学校体験活動(小)	1		1	
		教職実践演習(小)	2		2	
		こども学フィールドワーク I	2	1		
		こども学フィールドワーク II	2	1		
		健康スポーツ演習	2		2	
		スポーツ外傷・障害論(救急処置を含む)	2		2	
		コミュニケーション特殊講義 I	1		2	
		コミュニケーション特殊講義 II	1		2	
計				30	126	

卒業要件 基礎教育科目10単位以上、専門教育科目必修32単位を含めて計62単位以上

別表2(第26条第4項及び第36条第2項関係)

栄養教諭二種免許状

学科等 の名称	免許法施行規則に規定する区分		授業科目	単位数		備考
	区分名称	単位		必修	選択	
生活 (食 物 栄 養 学 専 攻) ニ ケ ン 学 科	栄養に係る教育に関する科目	2 単位	学校栄養指導論	2		必修25単位取得すること
	教育の基礎的理解に関する科目	5 単位以上	教育原理	2		
			教育課程論	2		
			教職論	2		
			教育と社会	2		
			教育心理学	2		
			特別支援教育演習	1		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3 単位以上		道徳、総合的な学習の時間・特別活動論	2		
			教育方法と技術	1		
			ICT活用法	1		
			生徒指導・進路指導の理論と方法	2		
教育実習	2 単位		教育相談の理論と方法	2		
	2 単位		栄養教育実習（事前事後指導を含む）	2		
合 計		14単位以上	合 計		25単位	

幼稚園教諭二種免許状

学科等 の名称	免許法施行規則に規定する区分		授業科目	単位数		備考	
	区分名称	単位		必修	選択		
生活 (こど も 学 専 攻) ニ ケ ン 学 科	領域及び保育内容の指導法に関する科目	12単位以上	保育内容指導法（人間関係）	1		必修38単取得すること	
			保育内容指導法（環境）	1			
			保育内容指導法（健康）	1			
			保育内容指導法（言葉）	1			
			保育内容指導法（音楽表現）	1			
			保育内容指導法（身体表現）	1			
			保育内容（人間関係）	1			
			保育内容（環境）	1			
			保育内容（健康）	1			
	領域及び保育内容の指導法に関する複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容（言葉）	1			
			保育内容（音楽表現）	1			
			保育内容（身体表現）	1			
	保育内容総論			2			
教育の基礎的理解に関する科目	6 単位以上		教育原理	2			
			教職論	2			
			教育と社会	2			
			教育心理学	2			
			特別支援教育演習	1			
			教育課程論	2			
	4 単位以上		教育方法と技術	1			
			ICT活用法	1			
			子どもの理解	2			
			こども教育・保育カウンセリング	2			
教職実践に関する科目	5 単位		幼稚園教育実習（事前事後指導を含む）	5			
	2 単位		教職実践演習（幼稚園）	2			
	合 計	29単位以上	合 計	38単位以上			

栄養教諭二種免許状・幼稚園教諭二種免許状・小学校教諭二種免許状

免許法施行規則に規定する区分	区分名称	単位	授業科目の名称	単位数		備考
				必修	選択	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		8 単位以上	日本国憲法 スポーツと健康Ⅰ（実技） スポーツと健康Ⅱ（講義） 英会話Ⅰ 生活情報処理Ⅰ 生活情報処理Ⅱ	2 1 1 2 1 1		必修8単位取得すること
合 計		8 単位	合 計		8 単位	

小学校教諭二種免許状

学科等 の名称	免許法施行規則に規定する区分		授業科目	単位数		備考	
	区分名称	単位		必修	選択		
生活コミュニケーション学 (こども学専攻)	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科 1 単位以上	初等国語（書写を含む）	2		必修26単位 取得すること	
			初等社会	1			
			初等算数	2			
			初等理科	1			
			初等生活	1			
			初等音楽	2			
			初等図画工作	2			
			初等家庭	1			
			初等体育	2			
			初等外国語	2			
	各教科の 指導法 (情報機 器及び教 材の活用 を含 む。)	6 以上の教科 (音・図・体 から 2 以上含 む)	初等国語科教育法		2	必修11単位 取得すること	
			初等社会科教育法	1			
			初等算数科教育法		2		
			初等理科教育法		1		
			初等生活科教育法	1			
			初等音楽科教育法	2			
			初等図画工作科教育法	2			
			初等家庭科教育法		1		
			初等体育科教育法	2			
			初等英語科教育法	2			
	教育の基礎的理解に関する科目		6 単位以上	教育原理 教職論 教育と社会 教育心理学 特別支援教育演習 教育課程論	2 2 2 2 1 2	必修10単位 取得すること	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		6 単位以上	道徳教育の理論と方法（小） 特別活動の理論と方法及び総合的な学習の時間の指導（小） 教育方法と技術 ICT活用法 生徒指導・進路指導の理論と方法 教育相談の理論と方法	2 2 1 1 2 2		
	教育実践に 関する科目	5 単位以上		教育実習（小、事前事後指導含む） 学校体験活動（小）	5 1		
				教育実践演習（小）	2		
	大学が独自に設定する科目	2 単位以上	幼小連携論		2	必修2単位 修得すること	
	合 計	37 単位以上	合 計		56 単位以上		

別表4（第36条第2項及び第36条第3項関係）

学科等の 名称	規則等 規定 科目	規則等規定単位数		授業科目	配当 年次	学則規定単位数		備考	
		講義又は 演習	実習又は 演習			講義又は 演習	実習又は 演習		
生活 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科 (食 物 栄 養 学 専 攻)	社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2	2			
	人体の構造 と機能	8		社会福祉	2	2			
				解剖学及び生理学	1	2			
				解剖生理学実験	2		1		
				運動生理学	2	2			
				生化学	1				
	食品と衛生	6		生化学実験	1		1		
				病理学	2	2			
				食品学総論	1	2			
				食品学各論	2	2			
栄養 の 指 導	栄養と健康	8	10	食品学実験	1		1		
				食品衛生学	1	2			
				食品衛生学実験	2		1		
				食生活論	1	2			
				基礎栄養学	1	2			
	栄養の指導	6		応用栄養学	1	2			
				応用栄養学実習	1		1		
				臨床栄養学	2	2			
				臨床栄養学実習	2		1		
				栄養教育論	1	2			
給 食 の 運 営	給食の運営	4		栄養教育論実習	2		1		
				食育実践実習	2		1		
				栄養カウンセリング論	1	1			
				栄養情報処理	2	1			
				公衆栄養学	2	2			
				給食管理	1	2			
合計		50				50			

別表5（第61条関係）

	検定料	入学金	授業料
科目等履修生	10,000円	10,000円	10,000円 (1単位)
特別聴講生	—	—	10,000円 (1単位)